

島根県がん検診精密検査実施機関登録事業 実施要領

1 目的

精密検査の精度管理を進めるとともに、精密検査対象者に対して、精密検査実施機関（以下、「実施機関」という）の情報提供を行うことで、精密検査を受けやすい体制を整えることを目的に、精密検査の実施基準の統一化と、それに基づく実施機関の登録を行う。

2 実施主体

島根県（以下「県」という。）

3 用語の定義

この要領における、がん検診とは、市町村が実施する「胃がん」「大腸がん」「肺がん」「乳がん」「子宮がん」検診とする。

4 実施内容

（1）実施基準の設定

生活習慣病検診管理指導協議会各がん部会（がん検診の精度管理を目的として県が設置）において、がん検診の精密検査実施基準を設定する。
実施基準は別紙のとおりとする。

（2）実施機関の登録

医療機関は、精密検査実施基準を踏まえ、実施機関として登録を希望する場合は様式1により、県に届出をする。

（3）実施機関の情報整理と情報発信

県は届出のあった医療機関名簿を作成し、その情報を、市町村や県民に幅広く情報発信する。

（4）登録の更新

登録の更新は原則3年に1回実施することとし、更新手続きは（2）に準じて行うものとする。

なお、実施機関は、届出の内容に変更があった場合は、速やかに県に連絡するものとする。

（5）登録の辞退

実施機関が本事業の登録を辞退したい場合は、様式2により県へ届出をする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この実施要領は、平成21年12月22日から施行する。

この実施要領は、令和5年2月22日から施行する。

島根県胃がん検診精密検査実施機関基準

I 施設基準

胃がん検診の精密検査が必要とされたものに対して、下記の検査を行い、診断ができる施設とする。

1) 内視鏡検査

ただし、生検組織の採取が可能な上部消化管内視鏡検査装置を有すること

II 医師の要件

精密検査実施機関に在籍する医師は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- 1) 日本消化器がん検診学会認定医・総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器内視鏡学会スクリーニング認定医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師
- 2) 上部消化管内視鏡検査の臨床例が年間 50 例以上、または過去 5 年間の累計症例数が 150 例以上の医師
- 3) 上記 1) 及び 2) の基準は満たさないが、地域事情を考慮して部会長が特に必要と認めた医師

III 遵守事項

精密検査実施機関に登録する施設は、検診の精度管理のため、以下の事項を実施する。

- 1) 精密検査の結果判明後は、胃精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、速やかに紹介元に返送すること。
- 2) 発見胃がんに関して、部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。

IV 自己研鑽

関連の各種学会等への参加を通じて、常に胃がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。

島根県肺がん検診精密検査実施機関基準

I 施設基準

肺がん検診の精密検査が必要とされたものに対して、下記の検査を行い、診断ができる施設とする。

- 1) 胸部エックス線撮影（必須ではない）
- 2) CT撮影
- 3) 気管支ファイバースコープ検査が施行できること。実施できない場合は実施できる医療機関に紹介できること。

II 医師の要件

精密検査のために十分な経験と技術を持った医療担当者がいること。

III 遵守事項

精密検査実施機関に登録する施設は、検診の精度管理のため、以下の事項を実施する。

- 1) 精密検査の結果判明後は、肺がん精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、速やかに紹介元に返送すること。
- 2) 発見肺がんに関して、部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。

IV 自己研鑽

関連各種学会等への参加を通じて、常に肺がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。

島根県大腸がん検診精密検査実施機関基準

I 施設基準

大腸がん検診の精密検査が必要とされたものに対して、下記のいづれかの検査を行い、診断ができる施設とする。

- 1) 全大腸内視鏡検査
- 2) 内視鏡検査及び注腸エックス線検査の併用

注腸エックス線検査を実施する場合には、次の基準にあうエックス線装置を有すること。

- (1) 透視台の起倒が可能で、透視下の圧迫が可能であること。
- (2) エックス線管は小焦点であることが望ましい。
(小焦点は 0.3 mm、大焦点は 1 mm以下であることが望ましい)
- (3) エックス線管球は、短時間定格が十分大きく、撮影時の露出時間は 0.05 秒以下であることが望ましい。

II 医師の要件

- 1) 日本消化器がん検診学会認定医・総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器内視鏡学会スクリーニング認定医、日本消化器病学会専門医のいづれかの資格を有する医師
- 2) 内視鏡検査の臨床例が年間 30 例以上、または過去 5 年間の累計症例数が 100 例以上の医師
- 3) 上記 1) 及び 2) の基準は満たさないが、地域事情を考慮して部会長が特に必要と認めた医師

III 遵守事項

精密検査実施機関に登録する施設は、検診の精度管理のため、以下の事項を実施する。

- 1) 精密検査の結果判明後は、大腸がん精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、速やかに紹介元に返送すること。
- 2) 発見大腸がんに関して、部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。

IV 自己研鑽

関連の各種学会等への参加を通じて、常に大腸がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。

島根県子宮がん検診精密検査実施機関基準

I 施設基準

子宮頸がん検診の結果、精密検査が必要とされたものに対して、下記の検査を行い、診断ができる施設とする。

- 1) コルポ診
- 2) 組織診

II 医師の要件

精密検査ができる十分な経験と技術を持った医療担当者がいること。

III 遵守事項

精密検査実施機関に登録する施設は、検診の精度管理のため、以下の事項を実施する。

- 1) 精密検査の結果判明後は、子宮頸がん精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、速やかに紹介元に返送すること。
- 2) 発見子宮がんに関して、部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等検査事業に関する調査・報告に積極的に協力できること。（なお、細胞診、コルポ診、組織診の判定については、別紙報告書様式に準じることが望ましい。）

IV 自己研鑽

- 1) 担当医が、日本産科婦人科学会専門医であること。
- 2) 関連の各種学会等への参加を通じて、常に子宮がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。

島根県乳がん検診の精密検査実施機関基準

I 精密検査実施機関

マンモグラフィ併用乳がん検診精密検査実施機関は、マンモグラフィ検診、視触診による検診のいずれか、または両方で乳がんを否定できない（要精検）とされたものに対して下記の検査を行い、診断が行われる施設とする。

- 1) 問診・視触診
- 2) 精検用乳房X線撮影
- 3) 超音波検査
- 4) 細胞診・組織診

II 精密検査実施機関の基準

精密検査実施機関は次の基準を満たしていることが必要である。

- 1) 精密検査実施機関には、日本乳癌学会の乳腺専門医（当面の間は認定医も可とする）が勤務し、以下の検査を行う、あるいはその監督下に行うこと。

2) 問診・視触診

乳腺疾患の診療に習熟した医師が行うこと、あるいは、その監督下に行われることが望ましい。

3) 精検用乳房X線撮影

- 乳房X線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量（3mGy以下）および画質基準を満たすこと。
- NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。
- 少なくとも2方向撮影・圧迫スポット撮影および拡大撮影が可能のこと。
- マンモグラフィに関する基本講習プログラムに準じた読影講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により読影されること。
- マンモグラフィ撮影技術および精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了した診療放射線技師が撮影すること、あるいはその監督下に撮影されること。

4) 乳房超音波検査

- 超音波診断装置に適切な探触子を接続して使用すること。
- 探触子は表在用（使用周波数10MHz程度、ただし、アニュラアレイ型探触子では7.5MHzも可、視野幅35mm以上）を用いること。
- 乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行うこと。
- 乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。
- 画像および所見・診断を記録し、保管すること。

5) 細胞診・組織診

- 細胞診、針生検が可能であること。
- 必要あれば外科的生検が可能であること。あるいは、外科的生検が可能な施設と連携できること。
- 細胞診の診断は細胞診専門医・細胞検査士（日本臨床細胞学会）により、組織診の診断は病理専門医（日本病理学会）により行われること。

III 記録の整備と報告

- 精密検査結果を速やかに検査実施機関に報告すること。
- 精密検査によりがんと診断された者については、確定診断の結果、治療の状況等について記録し保管すること。
- また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握・追跡する事のできる体制を整備し、発見乳がんに関して、部会や検査実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること

IV 精度管理

- 1) 精密検査の結果を検査実施機関または市町村に報告すること。
- 2) 精密検査実施機関の担当者は、地域における精度管理委員会に定期的に参加すること。
- 3) 精密検査の適正化を図るため、精度管理委員会の求めに応じて細胞診、針生検および外科的生検の成績（生検施行率及びがんの割合等）を報告すること。
- 4) 精密検査を実施する医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師はマンモグラフィ講習会および乳房超音波に関する講習会を受講していることが望ましい。
- 5) その他、定期的なカンファレンス開催など、精度管理に関する事項が適切に実施できること。

V 本基準の改定

本基準は適時見直さることが必要である。